

「女性のための起業チャレンジ応援事業」実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、女性のライフステージに応じた多様な働き方を支援し、女性の社会参画を促進するため、起業を目指す女性を対象に、女性ならではのニーズに対応するため、相談窓口を開設し、アドバイスを行うことを目的に、必要な事項について定める。

(事業実施主体)

第2条 事業実施主体は石川県とする。

(事業の内容)

第3条 石川県女性センター（以下「センター」という。）に相談窓口を開設し、起業経験のある女性等のアドバイザーによるアドバイスを行う。

(相談の申込)

第4条 相談者は、相談内容等を用紙に記入のうえ、センターへ提出する。相談は事前予約制とする。

(相談の方法)

第5条 相談は面談方式とする。

(相談料)

第6条 相談料は無料とする。

(相談窓口の開設)

第7条 相談窓口の開設は、毎月2回とする。

(アドバイザーの選任)

第8条 県が適当と認めた者の中から選任し、アドバイザー業務を依頼する。

(アドバイザーの勤務体制)

第9条 各相談日の相談員は1名とする。

(アドバイザーの業務)

第10条 アドバイザーは、相談に応じた場合、センターへ相談事業報告書を提出する。また、必要に応じて相談者に対し、専門機関等の紹介を行う。

附 則 この要綱は、平成27年5月25日から施行する。